二、高根町中之宿字本谷五三、字山葵五四、字フトウ五五、国府町宮地字二ノ谷一九三八の一、一九三八の三から一九三八の五まで、一九三八の一一、一九三八の一二、字奥西谷一九四三、字宮谷一九四四の一、字東谷一九四五の二、上宝町苧生茂字高トヤ六二一の二、六二一の三、上宝町葛山字深谷中尾八四七の二、上宝町鼠餅字アザレ松一〇四五、一〇四六の一、字尾俣一三六一の三一、一三六一の四〇

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市岩井町九一九の一、九一九の二、九一九の八、九一九の一六から九一九の一八まで、九二七、九二八の一、久々野町大西字西坂谷二一一九から二一二九まで、字東坂谷下坂谷二一三〇、字胡桃谷尻ナシ二一三一、朝日町甲字樽ケ沢一九六八の九、一九六八の一〇、上宝町苧生茂字高トヤ六二一の二、六二一の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年九月十二日農林水産省告示第千四百十八号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成三年四月八日農林水産省告示第四百二十二号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び香南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十九年九月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱三十七号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱三十八号から標柱四十四号までを順次結んだ線及び標柱三十八号と標柱四十四号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱四十五号から標柱五十二号までを順次結んだ線及び標柱四十五号と標柱五十二号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱五十三号から標柱五十六号までを順次結んだ線及び標柱五十三号と標柱五十六号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱五十七号から標柱六十七号までを順次結んだ線及び標柱五十七号と標柱六十七号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱六十八号から標柱七十六号までを順次結んだ線及び標柱六十八号と標柱七十六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下字盼川内三丙三八五、丙三七八の二地先、丙三七九地先、丙三八〇地先、丙三八一の一地先、丙三八二地先から丙三八五地先まで、字東平丙九四九の一地先、丙九四九の二地先、丙九五二地先、丙九六九の一地先、丙九六九の二地先

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十九年八月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十九年九月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が3年であるもの				
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第103693号	化成肥料	苦土入り高度化成肥料F082号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号
生第103740号	化成肥料	くみあい燐加安454	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第103750号	汚泥発酵肥料	もりもり2	株式会社ジャパンファーム	鹿児島県曽於郡大崎町盛丸651番地
生第103755号	汚泥発酵肥料	リ・グリーン	有限会社丸亀リサイクルプラザ	香川県丸亀市土器町北二丁目17番地
生第103758号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成園芸1号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第103759号	化成肥料	元気サプリ有機入り高度化成9・2・9	渡辺パイプ株式会社	東京都中央区築地五丁目6番10号
生第103767号	液状複合肥料	クロサキシード硝酸液肥433	アグリワークス株式会社	埼玉県越谷市千間台西四丁目14番地22
輸第103753号	家庭園芸用複合肥料	ハイポネックス10―30―20（N）	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃1丁目1番94号

有効期間が6年であるもの				
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第103682号	化成肥料	くみあい尿素苦土ほう素入り複合燐加安682	協同肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町1丁目23番地
生第103692号	化成肥料	中日本効果発現促進材入り化成808	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目23番12号